

神奈川県と神奈川県弁護士会とのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）及び神奈川県弁護士会（以下「乙」という。）は、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に向け、相互に連携して取り組むことにより、誰ひとり取り残さない社会の実現に資するため、以下のとおり、SDGs推進に係る連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、基本的人権の尊重を通じて、ともに生きる社会を実現し、県民が安心して暮らすことのできる地域づくりを図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）人権擁護、男女共同参画の推進に関すること
- （2）児童の権利擁護に関すること
- （3）消費者被害対策に関すること
- （4）その他、SDGsの達成に向けた取組に関すること

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的な協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密を、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲及び乙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に

対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 3 月 26 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 神奈川県横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館
神奈川県弁護士会
会長 伊藤 信吾(自署)